

令和2年1月
定例教育委員会会議
会議録

令和2年1月24日開催

会 議 録

開催日時	令和2年 1月24日（金）			午後2時	開会	午後3時18分	閉会	
場 所	旭川市教育委員会 会議室							
出席者	教育長 及び委員	教育長 黒蕨 真一， <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣，委員 滝山 義之 委員 近藤 美保，委員 山崎 與吉						
	事務局 職員	説明員	学校教育部長 山川 俊巳		社会教育部長 大鷹 明			
		事務局 職員	学校教育部次長 林上 敦裕		社会教育部次長 酒井 睦元			
		学校教育部次長 石原 伸広		文化振興課長 高桑 和寿				
		教職員担当課長 佐々木 康成		公民館事業課長 片山 勝敏				
		教育政策課主幹 水野 泰子		教育政策課 上江 昌弘				
		教育政策課 同 星 由里夏						
傍聴者	0人							
公開・非公開の別	一部非公開							
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 令和2年度予算について ・議案第2号 旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について ・議案第3号 旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について ・議案第4号 旭川市西神楽公民館の指定管理者の指定について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和元年第4回定例市議会の報告について (2) 「旭川市アイヌ施策推進地域計画（案）」及び「旭川市アイヌ政策推進交付金事業計画（案）」の作成について 6 その他 7 閉会 							

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和2年1月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和元年9月定例教育委員会会議（令和元年9月2日開催）、令和元年10月定例教育委員会会議（令和元年10月17日開催）、令和元年11月定例教育委員会会議（令和元年11月25日開催）及び令和元年12月定例教育委員会会議（令和元年12月23日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するという事によろしいですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和元年9月定例教育委員会会議、令和元年10月定例教育委員会会議、令和元年11月定例教育委員会会議及び令和元年12月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「令和2年度予算について」、議案第2号「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第3号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第4号「旭川市西神楽公民館の指定管理者の指定について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（2）「旭川市アイヌ施策推進地域計画（案）」及び「旭川市アイヌ政策推進交付金事業計画（案）」の作成については、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「令和2年度予算について」、議案第2号「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第3号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第4号「旭川市西神楽公民館の指定管理者の指定について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（2）「旭川市アイヌ施策推進地域計画（案）」及び「旭川市アイヌ政策推進交付金事業計画（案）」の作成については、秘密会とし、</p>

他の議案等の後に審議することといたします。

《 報 告 事 項 》

教 育 長

それでは、報告事項に入ります。

学校教育部長

報告事項（１）「令和元年第４回定例市議会の報告について」、報告願います。

会期は、１２月６日から１２月２０日までの通算１５日間で行いました。

学校教育部に係る議案は、旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について及び専決処分の報告についての２件でしたが、このほか、学校教育部に関わりがあるものとして総務部所管の専決処分の報告が、２件ございました。

最初に、一般質問が１２月１１日から１３日まで３日間行われました。質問者１５名中、学校教育部には６名からの質問がございました。

日本共産党の石川議員からは、コミュニティ・スクール及び小中連携・一貫教育についての質問がございました。昨年度から来年度までの３年間で全ての市立小中学校でコミュニティ・スクールを導入する予定であり、導入によって効果的な地域との連携が図られ、教育課程や教育活動の充実、地域と学校の協働活動の促進が期待できること、旭川市においては、各学校がそれぞれの状況に応じ、円滑にコミュニティ・スクールを導入することを基本としながら、これまで取り組んできた小中連携・一貫教育をベースに進めることができることについては、順次、中学校区を単位として取り組むことを説明いたしました。議員からは、昨年度からモデル校で実施したばかりのコミュニティ・スクールを３年間で全校導入するということについての時期に関わる部分の御指摘がございましたが、まずは、コミュニティ・スクールへの理解を深め、共通認識を持って学校運営協議会を立ち上げた上で、急ぐことなく地域の特性が活かされた取組が展開されることを期待している旨、説明したところです。

民主・市民連合の江川議員からは、学級閉鎖時の児童の状況等についての質問がございました。特にインフルエンザについては、欠席している児童生徒が学級、学年、学校の在籍者数の２０％に達した場合、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖となり、休業の期間は原則４日で、その間、学校では保護者と連携を図り、症状を有している児童生徒には、療養について、症状を有していない児童生徒には、予防や感染拡大防止について指導を行っていることを説明いたしました。

無党派Ｇのひぐま議員からは、色覚検査、カラーバリアフリーについての質問がございました。平成１５年度から、学校における色覚検査は必須項目から除かれておりますが、潜在的に色覚に特性を有している児童生徒には配慮が必要であり、これまでも字や図を大きくする、見えにくい色のチョークはできるだけ使わない、黒板をきれいに保つ、明るさが均一になるよう照明を点灯するなどの工夫をしていることを説明いたしました。議員からは、カラーユニバーサルデザインチョークの使用について提案もありました。市内では既に約半数の学校で使用しているもので、通常のチョークと価格差もないことから、普及に努めていきたいと考えております。

無党派Ｇの上野議員からは、帰国子女も含めた日本語指導が必要な児童生徒について質問がございました。各学校において、児童生徒一人一人の状況に応じた個別の日本語指導や教科のサポート、自動翻訳機の整備などのほか、保護者に対する配付物に振り仮名を付ける等の配慮も行っているところですが、限られた人材の中で対応している現実がありますので、国や道に対し日本語指導に係る教員の加配の増を強く要望したいという旨を

答弁いたしました。

公明党のもんま議員からは、Society 5.0を見据えた教育として、ICT環境の整備、国際化に向けた取組についての質問がございました。まず、ICT環境については、整備に多額の費用を要することもあり、国が示す整備率100%の水準に対し、遅れはあるものの、計画的に進めていくこと、また、同時に教員の指導力向上やサポート体制の充実も図っていくことを答弁しております。英語教育につきましては、ALTによる生きた英語に触れる機会の充実のほか、インターネット電話を使った海外の児童生徒との交流や、長期休業中のイングリッシュ・チャレンジの開催などの工夫、教員向けの研修実施により英語力の向上に努めている旨を説明いたしました。

民主・市民連合の塩尻議員からは、先に開催した子ども議会について質問がありました。子ども議会については、良い評価をいただき、現在4年に1度の開催であるが、回数や参加人数を増やしてはどうかとの提案がありました。実際に経験した児童生徒からも良い経験になったとの感想があり、開催間隔、参加人数について、関係部局と協議しながら検討していきたいと考えていることを答弁いたしました。

続いて、補正予算、その他議案に関わる大綱質疑が12月16日の1日間で行われました。質問者2名中、学校教育部には1名からの質問がございました。

無党派Gの金谷議員から、旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、そして、旭川第2小学校、旭川第2中学校の閉校、4月からの体制について、質問がありました。これまでも保護者等との懇談を行ってまいりましたが、今年度は、両校とも新入生の入学がなく、児童生徒が少ないことにより生じる影響を心配する声が保護者の中にも大きくなり、PTA臨時総会で意見がまとまったこと、また、同窓会や地域からも保護者の意向に沿って統廃合を進めることについて合意を得たことなどの経緯を説明いたしました。また、4月からは周辺の小中学校へ統合となりますが、中には、通学距離がこれまでよりも長くなる児童生徒もいるため、通学の支援について保護者の要望を聞きながら準備を進めていることについて答弁いたしました。

続いて、補正予算等審査特別委員会の質疑が12月17、18日の2日間で行われ、学校教育部には1名からの質問がありました。

日本共産党の石川委員から「旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」から、適正配置の今後の取組、通学区域の不一致による小中連携・一貫教育、コミュニティ・スクールへの影響などについて質問がございました。適正配置計画については、現在、改訂に取り組んでおり、第1期の進捗状況を踏まえ、第2期、第3期を整理してまいります。委員からは第1期での合意が難しかったものが、第2期で簡単に合意が得られるとは考えにくいとの指摘を受けました。これについては、より良い教育環境を提供することについて、丁寧に話し合いを重ねていくことを答弁しております。また、通学区域に不一致がある中で、小中連携・一貫教育をベースにしたコミュニティ・スクールの取組を進めていくことは、時期尚早ではないかとの指摘を一般質問に引き続きいただいたところですが、まずは3年間で組織を立ち上げ、その後、各地域の実情を踏まえ、環境をしっかりと整えながら進めていくことについて、改めて説明いたしました。

学校教育部の報告は以上です。

社会教育部長

引き続き社会教育部関係の部分を報告いたします。

社会教育部は今回議案はございませんでした。一般質問におきまして、2名から質問がありまして、自民党市民会議の菅原議員から青少年育成の

ための取組についてという項目の中で、クリスタルホール中庭のプラザの各学校への使用PRについて質問がございまして、クリスタルホールの中庭であるプラザにつきましては、イベント等で使用を希望する方が申請の上、館の運営や来館者の利用などに支障が生じない場合は、使用を許可し、活用いただいていること、これまではプラザの積極的な活用はなされていない面もありましたが、今後、各学校を含め広く市民にその存在をPRし、より積極的な活用につなげていくことなどについて答弁をしております。

無党派Gの上野議員からアイヌ政策推進交付金制度などに対する旭川市の対応について質問がありました。交付金を申請するためには、今後5年間の地域計画を作成し国の認定を受ける必要があります、令和元年度については令和元年度事業の申請期限までに地域計画を作成できるよう、検討を進めてきたところでございますが、結果としてアイヌの方々との協議が調わず、計画内容の精査が必要となったことから、申請手続を進めることができなかつたことについて答弁をしております。最後に市長から地域計画の策定に当たっては、教育委員会と市長部局が十分に連携し、アイヌの方々とも協議を重ねながら、協働で計画を策定し、個々の事業の実施についても、行政とアイヌの方々为一体となって推進していくことが重要であること、また今後、交付金制度をしっかりと活用しながら、地域資源の一層の充実を図り、アイヌ文化を通じた特徴あるまちづくりを進めることで、本市の魅力を高め、国内外との多様な交流やまちの賑わいを創出し、地域の活性化を図っていくことなどについて答弁をしております。

大綱質疑において1名から質疑がございまして、日本共産党の能登谷議員から庁舎整備についての項目で、市民文化会館の今後の方向性に対する調査特別委員会の最終報告での意見への対応についての質疑がございました。文化会館の方向性については、市民文化団体等を対象としてアンケートを行い、市民意見を確認したところであり、その結果をホームページで公表するほか、文化会館運営審議会や館の利用団体等で構成する懇談会等において、館の現状等の説明や意見交換を行っているところであること、方向性の検討に当たっては、文化会館の現状や課題に十分な認識を有する方々と、過去の経過を踏まえつつ進めていくことが重要であることから、現在は審議会などの中で、意見聴取を進めておりますけれども、今後はより具体的な議論を進める手法やその場についても検討していくことなどについて答弁しております。

教 育 長

報告事項(1)「令和元年第4回定例市議会の報告について」、御意見、御質問等はありませんか。

各 委 員 員
教 育 長

ありません。
それでは報告事項(1)「令和元年第4回定例市議会の報告について」は、報告を受けたことといたします。

《 そ の 他 》

教 育 長
各 委 員 員
事 務 局

他に、何かありますか。
ありません。
ありません。

《 秘 密 会 》

教 育 長

ここからは、秘密会といたします。
ここで皆さんにお諮りいたします。
報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)

各 委 員
教 育 長

について」及び報告第3号「旭川市立小中学校職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。

異議ありません。

「異議なし。」と認め、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第3号「旭川市立小中学校職員人事の内申（臨時代理）について」は、会議録には概要を記載することといたします。

次に、議案第1号「令和2年度予算について」、説明願います。

学校教育部長

令和元年12月13日に閣議決定された令和2年度予算政府案では、一般会計の概算総額が令和元年度比で1兆2,009億円増となる102兆6,580億円となり、過去最大となったところでございます。また、地方交付税交付金等につきましては、令和元年度比で1,758億円減となる15兆8,093億円となったところでございます。

文教予算につきましては、令和元年度比で42億円増となる4兆346億円となりまして、少子化や学校統廃合の進展を反映した教職員基礎定数の減少を見込みつつ、1点目は学習指導要領改訂に伴う小学校英語の教科化に対応する質の高い英語指導が可能な専科教員や小学校高学年の専科指導への対応等のための加配定数の増、2点目は平成29年度法改正に伴い、通級指導や日本語指導が必要な児童生徒の対応等に係る教員について、基礎定数化を着実に進めるための増、3点目は学校における働き方改革に向けて、学習プリントの印刷など教員の事務負担軽減のためのスクール・サポート・スタッフの拡充及び適切な練習時間や休養日の設定などを推進する中学校における部活動指導員の配置のための予算が拡充されております。

本市の財政につきましては、地方交付税等に大きく依存した脆弱な構造となっており、令和2年度以降も市税や地方交付税などの一般財源の減少が予想される中、非常に厳しい財政運営を余儀なくされる状況が見込まれております。

このような状況の中、予算編成作業に当たっては、部局ごとに配分される一般財源を上限として、各部局が主体的かつ効率的に事業を構築し予算要求を行う、いわゆる「配分額方式」と、査定により、各事業の評価額が示される「査定方式」の2つの方法によって行われたものでございます。

学校教育部といたしましては、第2期旭川市学校教育基本計画に掲げます3つの目標の達成に向け、予算に関する3つの重点項目として、「児童生徒の安全・安心の確保」、「新学習指導要領の円滑な実施」、「学校における働き方改革の推進」を位置付けて、関連する事業を中心に一般財源を配分したところでございます。

議案第1号別冊を御覧ください。昨年11月に行いました、教育委員の皆様による市長への予算要望につきまして、「1 教育委員と市長との懇談において説明した事業に係る評価及び本要求額について」に基づき、御説明申し上げます。

学校保健活動費（小学校）につきましては、本要求では登下校見守りシステムに係る全体事業費を抑制するよう事業を再構築し、要求をするものでございます。

特別支援教育推進費につきましては、特別支援教育補助指導員を69人、看護師を14人配置し、総数は令和元年度より2名増の83人を要求するものでございます。

学校運営充実費（小学校・中学校）及び情報教育設備整備費（小学校・中学校）につきましては、ICT機器等計画整備に係る経費及び通信ネットワークの整備に係る計画を見直すこととして、本要求では、学校運営充

実費において、大型テレビの導入に係る経費の要求をするものでございます。

学校ICT環境整備費につきましては、昨年12月に政府の補正予算案が閣議決定され、GIGAスクール構想の実現のため、令和2年度までに集中的に回線増強を行うとともに、児童生徒1人1台端末の学習環境を一体的に整備するための所要経費が盛り込まれたところです。

これに伴いまして、先ほど御説明いたしました、学校運営充実費及び情報教育設備整備費に当初要求段階において、計画しておりました、端末整備及び高速ネットワーク整備について、改めて計画を見直し、学校ICT環境整備事業を新規で立ち上げることといたしました。ともに国の補助金を活用しながら、高速ネットワーク整備につきましては、令和2年度までに行うこととし、端末整備につきましては、令和5年度までに整備を完了するよう進めてまいりたいと考えております。

予算につきましては、高速ネットワーク整備については、国の予算が今年度の補正予算として計上される見込みであることから、本市におきましても、令和元年度補正予算として計上することを検討しております。端末整備においては、令和3年度から5年度で整備することとし、その上で、令和2年度においては令和3年度からの端末整備に向けて、既存の300台弱を活用し、研究指定校で調査研究を進め、指導に係る課題を洗い出すほか、成果を各校に還元してまいりたいと考えております。このことから、本要求では、セキュリティソフトに係る経費を要求するものでございます。

以上が、昨年11月に実施しました教育委員による市長への予算要望について、その後の総合政策部の事業評価及び査定を受け、その結果に基づき要求するものでございます。

次に、その他の予算要求の主な事業につきまして、「2 令和2年度予算要求の主な事業」に基づき、御説明申し上げます。

管理事務費（教育政策課・中学校）につきましては、共同学校事務室を中央中学校に設置し、効果検証などを進めるものでございます。

就学助成費（小学校・中学校）につきましては、中学校の新入学用品の支給単価を増額し、助成内容を拡充するものでございます。

なお、令和2年度入学予定者につきましても、国の基準に合わせ増額した形で入学前の中学校は2月中旬、小学校は3月に支給するよう準備を進めているところであります。

教職員活動費（小学校）につきましては、教職員の研修においてICTを活用した校務支援として、オンデマンドによる研修を実施し、「クラウドサービスを活用した時間外勤務の削減の取組」を実施するものでございます。

学校施設大規模改修費（小学校・中学校）につきましては、アスベスト含有煙突の改修工事等を行うものでございます。

永山西小学校増改築費につきましては、国庫補助金活用に必要な耐力度調査を実施するものでございます。

教科書指導書購入費（小学校）につきましては、新学習指導要領に沿った効果的な指導を行うため、令和2年度から令和5年度まで使用する教師用の教科用図書及び指導書を各学校に整備するものでございます。

中学校教科書採択費につきましては、令和3年度から使用する教科用図書の採択に係り、教科書調査委員会の設置及び運営を行うとともに、教科書展示会を開催するものでございます。

教育課程編成の指針作成費（中学校）につきましては、令和3年度から使用する教科用図書における教育課程編成の指針を作成し、各学校の調和の取れた教育課程編成、実施に資するものでございます。

部活動指導員配置促進費につきましては、部活動指導員を2人増員し、

8人配置するものでございます。

英語教育推進費につきましては、新学習指導要領における小学校英語の早期化、教科化に対応し、小中学校における英語教育の充実を図るため、外国人英語指導助手ALT及び外国語活動サポーターを派遣するとともに、教員の英語力向上を目的とした研修会を実施するものでございます。

小中連携一貫コミュニティ・スクール推進費につきましては、子ども一人一人の学力向上や人間形成を図るため、小中連携・一貫教育の取組を推進するとともに、コミュニティ・スクールを全小中学校に導入し、学校・家庭・地域の連携を促進するものでございます。

以上の事業を含め、学校教育部の全事業につきましては、「3 令和2年度学校教育部要求一覧」、学校教育部への一般財源配分額及び評価額の内容につきましては、「4 令和2年度学校教育部予算要求 要求区分別一般財源配分による比較」とおりとなっておりますので、御参照いただければと思います。

以上が学校教育部の予算要求の概要でございます。

社会教育部長

続きまして、社会教育部の予算要求の概要について、御説明いたします。

社会教育部といたしましては、市民一人一人が主体的に学び、地域への関心と愛着を深めながら心豊かに暮らすことができるよう、学びの機会の充実と文化芸術活動の支援を図るとともに学習成果を地域に生かせる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

昨年11月に実施いたしました教育委員の皆様による市長への予算要望及びその後の経過について、この表に基づいて説明を申し上げます。

1番目、アイヌ施策推進費につきましては、アイヌ関係者の要望を踏まえて再検討した内容といたしまして、部内における新規事業をアイヌ施策推進費と整理し、予算要求を行うものでございます。

2番目、アイヌ文化振興費につきましては、アイヌ政策推進交付金を活用した既存事業を拡充して実施し、新規事業についてはアイヌ施策推進費へ移行をして予算要求を行うこととなっております。

3番目、中原悌二郎賞創設50周年記念事業費につきましては、事業費全額に文化振興基金を充当することといたしまして予算要求を行うものでございます。

最後に、科学館特別展開催費につきましては、展示に係る費用等を再検討し、予算要求を行うものでございます。

以上が昨年11月に実施しました教育委員による市長への予算要望後、総合政策部の事業評価及び査定を受け、その結果に基づき要求するものでございます。

次に「2 令和2年度予算要求の主な事業」を御覧ください。

1番目の地域を支えるシニア世代人材育成費でございますが、これはシニア大学が高齢者の学びや活動の拠点となるよう環境を整備し、地域づくり・まちづくりを担う人材を育成するため、学年に応じたプログラムによる講座等を継続してまいります。また、学習課程を効率良く学び卒業後にその学習成果を多くの機会に生かし、継続的に活躍できるよう令和2年度入学生より6年制から4年制への変更を含むカリキュラムの見直しを予定しているところでございます。

2番目の文化会館自主文化事業費につきましては、市民の文化力の向上を目的といたしまして、多くの市民に優れた文化芸術作品を低料金で鑑賞する機会を提供するため、自主文化事業を継続いたします。令和2年度は「恐竜どうぶつ園」、「バレエ公演 白鳥の湖」、「演劇公演」等の公演を予定しているところでございます。

3番目の文化財保存費につきましては、貴重な歴史的資料や建造物などの遺産を後世へと継承するとともに、郷土の歴史への理解を促進するため、

	<p>文化財の適切な保存管理，学術的な調査研究等を行います。歴史的な建造物であり，現在は国から賃借している旧宮北邸については現在のところ購入を予定しているところでございます。</p> <p>4番目の博物館企画展示費でございますが，市民の学習ニーズに応え，新たな興味・関心呼び起こすことを目的として，企画展を実施いたします。企画展を通じて博物館の常設展示を補完していくとともに，新たな来館者の掘り起こし，新たなリピーターの獲得を目指してまいります。令和2年度は3つの企画展開催を予定しており，「旭川のあゆみ～開村130周年記念展」等を開催する予定でございます。</p> <p>最後に，ジオパーク構想推進費でございます。昨年度，本市及び周辺地域をエリアとして設立した推進協議会を軸といたしまして，引き続き住民の気運を高める啓発活動を行っていくとともに，日本ジオパーク認定に向けた体制及び環境整備を行ってまいります。</p> <p>以上の事業を含めまして社会教育部の一般財源配分額及び評価額の内容につきましては，「3 令和2年度 社会教育部 要求一覧」と「4 令和2年度 社会教育部予算要求 要求区分別一般財源配分による比較」のとおりとなっておりますので，御参照いただければと思います。</p> <p>以上が社会教育部予算要求の概要でございます。</p>
教 育 長	<p>議案第1号「令和2年度予算について」，御意見，御質問等がありますか。</p> <p>各教育委員から教育予算の拡充，充実について市長に直接説明していただいたところではありますが，全てが認められる状況にはなく，要求につながらなかったものもあります。</p> <p>社会教育部の方はアイヌの関係の予算が大きく特徴的だと思います。また，開村130年という大きな節目に関連して，記念事業についても要求したところでは。</p>
本 田 委 員	<p>教育委員の要望に限らず教育委員会の内容については，緊急の課題が多く，今後も強く要望を出していただければありがたいと思います。ICTや防犯対策等は，適正配置や校舎の改築に関連することもあると思いますが，物があってもそれを繋げるものがなければ，使えないことにもなりかねませんので，是非整備を進めるよう，折りにふれてお話しただけたらありがたいと思います。</p> <p>予算的に巨額になると思われますので，単年度でお願いするのは難しいけれども継続してお願いし，最終的に達成できればと思います。国の制度に乗り遅れると補助が付かない内容もあり，短期間の検討で大変忙しい思いもされたと思いますし，そういったことも御理解いただきながら予算が通っていけばありがたいと思いました。</p>
滝 山 委 員	<p>去年，市民文化会館のある会議室を使ったのですが，ライトやマイク等の設備が非常に古いですよね。改修するあるいは新しくするといった議論がありますが，何年くらいでその目処を付ける予定なのでしょう。</p>
社会教育部長	<p>市民文化会館を建て替えるか更新するかという部分については，新庁舎の建設が着工いたしますので，それが完成するまでには一定程度の目処を付けたいと考えております。ただ一方で財源の問題ですとか，施設の中をどうしていくかという課題もありますので，市民の方に意見をお聞きする必要がありますし，庁内でも財源確保について議論していく必要があると考えております。</p> <p>毎年一定程度修繕しておりますが，机や椅子までには手が回っておらず，雨漏りやトイレ等の水回りなど，緊急性が高いところを集中的に修繕しております。</p>
滝 山 委 員	<p>3年くらいで目処を付けるということですか。</p>
社会教育部長	<p>そうですね。一定程度の目処を付けたいと思っております。</p>
教 育 長	<p>修繕については，文化会館も含めて市有施設が築30年，40年という</p>

近藤委員 社会教育部長	古い建物が多くなってきており、なかなか追いつかないというところがありますが、利用者の声を十分聞きながら、緊急性が高いものを優先して対応しているところでございます。
近藤委員 社会教育部長 近藤委員 社会教育部長	科学館のカムイサウルスのレプリカは作ることができなくなったのですか。当初は特別展に合わせてレプリカを新しく作って、恒常的に科学館に置けないだろうかということを検討していました。ただ、昨年末もう一度むかわ町に担当者が行きまして話をしたところ、貸し出せるレプリカができそうだという話があり、それを市長にも伝え、再度検討しております。子ども達が喜びそうですし、目玉になりそうですね。うまくいけばそうなるかと思っています。運搬費がかかるのですか。そうですね。作成費用よりも安価ですので、実現する可能性もあると思っています。
教 育 長	予算については、現段階のものを御説明いたしましたが、1月の後半に内示と調整要求があり、2月に市長から記者発表するという流れになっております。
各 委 員 教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。ありません。それでは、議案第1号「令和2年度予算について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員 教 育 長	異議ありません。「異議なし。」と認め、議案第1号「令和2年度予算について」は、原案どおり決定します。
石原学校教育部次長	次に、議案第2号「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について」、説明願います。学校給食法におきまして、共同調理場につきましては、2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設と定義されておりまして、本条例におきまして、東旭川学校給食センターのほか、学校に附置し、自校のほか他校の給食を調理する20か所の施設を共同調理所として定めているところでございます。東旭川学校給食センターの改築に伴いまして、これまで小学校で調理した給食の提供を受けておりました東光中学校、東陽中学校、永山南中学校、東明中学校、愛宕中学校の5校が、今年4月から同センターから給食の提供を受けることとなります。これに伴いまして、これらの学校の給食を調理しております東栄小学校、東光小学校、永山南小学校、愛宕東小学校、共栄小学校の5校が、自校のみの給食を提供することとなりまして、共同調理所に該当しなくなることから条例の一部を改正しようとするものでございます。
教 育 長	議案第2号「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員 教 育 長	ありません。それでは、議案第2号「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員 教 育 長	異議ありません。「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定します。
公民館事業課長	次に、議案第3号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」、説明願います。旭川市立旭川第2小学校を廃止することに伴い、同校に併設されている東旭川公民館旭正分館の取扱いについて地域と協議した結果、廃止について合意が得られましたことから、同館を廃止するため、旭川市公民館条例

		の一部を改正する条例の制定について第1回定例市議会に提案するよう、市長に意見を申し出ようとするものでございます。
教 育 長		議案第3号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員		ありません。
教 育 長		それでは、議案第3号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員		異議ありません。
教 育 長		「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定します。
公民館事業課長		次に、議案第4号「旭川市西神楽公民館の指定管理者の指定について」、説明願います。
		地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく指定管理者制度により、旭川市西神楽公民館の管理運営を指定管理者に行わせようとするものでございます。当該施設に係る指定管理者については、旭川市公民館条例の規定に基づき、公募によることなく選定することとし、西神楽地域の4市民委員会及び同地域で活動するNPO法人などで構成される合同組織である西神楽まちづくり委員会から、事業計画書等の提出を求め審査を行った結果、同者が指定管理者としての要件を備えていることから、引き続き指定管理者に指定し、第1回定例市議会に提案するよう、市長に意見を申し出ようとするものでございます。
教 育 長		議案第4号「旭川市西神楽公民館の指定管理者の指定について」、御意見、御質問等がありますか。
滝 山 委 員		他に指定管理を希望する団体はいないのでしょうか。また、委託料の金額はどのくらいですか。
社会教育部長		公民館を指定管理者制とするときに、地元の市民委員会や地元住民の方と密着して管理していただくということで、その地域で指定管理が可能であるところを中心に指定した経過があります。現在は西神楽公民館と春光台公民館が該当しており、西神楽まちづくり委員会については1期5年が終了したところですが、継続ということはいわゆる公募は行ってございません。
公民館事業課長		金額は年間1,200万円くらいです。
社会教育部長		人件費や光熱水費などを含んだ額です。
教 育 長		公民館もそうですが、各地域にある住民センター、地区センターもそれぞれが各地域の単位で管理をお願いをされていて、ほとんど積算も同じような形で、人件費プラス施設に関する維持管理費なども含めて一括して委託管理しています。
滝 山 委 員		市民文化会館の管理費が年々増加していたことがあったと思いますが、適正な金額かどうかは大事なことですね。
近 藤 委 員		人件費についてですが、指定管理者が金額の範囲内で運営人数を調整できるのですか。
社会教育部長		標準的な運営に必要な最低限の人数を決めて積算しており、金額の範囲内で指定管理者が調整できます。
教 育 長		他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員		ありません。
教 育 長		それでは、議案第4号「旭川市西神楽公民館の指定管理者の指定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員		異議ありません。
教 育 長		「異議なし。」と認め、議案第4号「旭川市西神楽公民館の指定管理者の指定について」は、原案どおり決定いたします。

<報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」>

令和元年12月26日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和元年12月1日から令和2年1月9日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和元年12月13日から同月27日付けまでの北海道教育委員会に対し内申した旭川市立小中学校教職員人事について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

教 育 長

次に、報告事項（2）「旭川市アイヌ施策推進地域計画（案）」及び「旭川市アイヌ政策推進交付金事業計画（案）」の作成について、報告願います。

文化振興課長

この2つの計画につきましては、アイヌの人々に関わる総合的な施策に関するものでございまして、文化や教育に限られず、福祉施策、地域振興、経済振興や観光振興などの施策を包括する内容でございます。最も大きなウェイトを占めておりますのが、文化振興でございますので社会教育部においてとりまとめを行っておりますが、旭川市として作成する計画でございます。

まず、交付金の概要を御説明させていただきます。昨年の5月、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律、通称、アイヌ施策推進法が施行され、市町村の取組を支援する交付金制度が創設されております。交付率が10分の8と、財政的に非常に手厚いこの交付金を申請するためには、2つの計画、標題にありますいわゆる地域計画と事業計画の作成が必要となっております。

地域計画は5年間の計画でございまして、令和2年度から令和6年度までの計画期間となっております。

事業計画は、その地域計画が内閣総理大臣の認定を受けた後に、令和2年度の1年間に関するものとして国に提出するものでございますので、地域計画が事業計画を含んでいるというものでございます。

そのため、本日は、基本的に地域計画のことについて御説明いたします。

まず、目標について御説明いたします。全市的なアイヌ民族に関わる施策、事業を検討するにあたりまして、全市的な観点から施策を推進するための目標を設定しようとするところですが、アイヌ施策推進法の理念に基づくまちづくりということで、アイヌ施策推進法の目的がいわゆる共生社会の実現ということを踏まえ、市としての目標の1つ目は、「アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される地域社会の実現」となっております。

加えまして、この法律は様々な観点からアイヌに関わる市町村の取組を支援するというものでございますので、2つ目の目標は、「アイヌ文化を生かすまちづくり」の展開による、魅力と活力ある地域社会の形成」となっております。

基本方針についてですが、この2つの目標を踏まえまして、「アイヌ文化の理解の促進」と、「アイヌ文化の保存と伝承」、そして「アイヌ文化を生かした産業や観光の振興」という、3つの基本方針が設定されまして、その基本方針に基づく施策の方向といたしまして、理解の促進のための環境

づくり、保存と伝承のための拠点施設の充実もしくは伝承者の生活の安定、産業や観光の振興のための情報発信や賑わいと交流の創出といった方向性が設定されております。

個別の事業の詳細の説明は省略させていただきますが、地域計画の要件といたしまして、5年間で市が行う事業の総事業費と個々の事業の令和2年度から令和6年度までの予定額を挙げる形式になっているところがございます。ただし、この事業費につきましては今後変更になる可能性があること、特に国の判断で交付金の対象にならないとなった場合は、実施できない可能性があることについて御承知をお願いいたします。個々の事業につきましては、アイヌの方々の提案を踏まえて具体化しているものが多いことから、今後の推進にあたりましては、アイヌ団体の方の御理解と御協力を得ることができる内容になっていると認識しているところがございますが、一方では伝承者の育成ですとか、自然素材の確保ですとか、喫緊の課題となっているものの事業に充てられていないものも少なからずございます。そのため、5年間の計画ではあります、今後随時見直しを行うこととなると考えております。

今後の手続でございますが、市としての令和2年度予算の確定と、交付金対象となることについての国からの回答をいただきまして、計画の内容を確定することになっております。よって現時点では、令和2年2月定例教育委員会会議におきまして、完成した2つの計画を御報告する予定としております。

教 育 長 報告事項(2)「旭川市アイヌ施策推進地域計画(案)」及び「旭川市アイヌ政策推進交付金事業計画(案)」の作成について、御意見、御質問等がありますか。

滝山委員 旭川市にアイヌの方々はどれくらい住んでおられるのですか。
文化振興課長 公式なアイヌの方々の人数調査は北海道が行っております。個別の自治体は公表されておりませんが、上川管内では約50人と記憶しております。

本 田 委 員 第4回定例市議会の答弁でアイヌの方々との協議が調わなかったとありましたが、これまでどういった部分が調わなかったのですか。

社会教育部長 予算要求の段階でも市で作成した当初計画や事業内容を中心にアイヌの方々と協議をしたのですが、アイヌ文化をまちづくりに生かすという観点からいうと、非常に事業が小さいのではないかという評価を受けました。本来であれば第4回定例市議会で補正予算を提案して、今年の冬まつりにアイヌ文化を見せるようなことができないだろうかというお話しをさせていただいたのですが、事業の考え方が調わなかったところです。

本 田 委 員 分かりました。
教 育 長 先ほど説明した地域計画の目標、基本方針、各事業についての十分な意見交換の場ができていなかったということでもあります。そのため、アイヌの方々の団体が2つあるのですが、それぞれ代表の方に来ていただいて、この地域計画と同じ内容の説明をいたしました。伝承文化を伝える側の人材育成の方も厳しくなっており、チセを作る材料が自然界にきちんと確保されているのかといった課題も受け止めながら、まずこの案を進めることについて協議が調ったため、本日報告できる形になったということです。

本 田 委 員 以前から話は聞いていたのですが、その調整も難しいということですか。
社会教育部長 それぞれの団体ができた経緯なども異なりますので、主張が異なるところがございます。

本 田 委 員 嵐山に建物を作ったということが、テレビ番組で報道されていたように思いますが、これもこの事業に含まれていますか。

社会教育部長 チセを旭川市の博物館の分館としても置いてあり、何年間に1度は協議会の方々にお願いをしてチセを建て直す事業を行っており、計画にも含まれております。

本 教 各 教	田 委 員 育 長 委 員 育 長	<p>分かりました。 他に御意見，御質問等がありますか。 ありません。 それでは，報告事項（２）「旭川市アイヌ施策推進地域計画（案）」及び「旭川市アイヌ政策推進交付金事業計画（案）」の作成については，報告を受けたこととします。</p>
《 そ の 他 》		
教 各 事 教	育 長 委 員 務 局 育 長	<p>他に，何かありますか。 ありません。 ありません。 それでは，以上で令和２年１月定例教育委員会会議を終了いたします。</p>
《 閉 会 》		